

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚（かき養殖施設）
発生日時	令和3年2月23日 11時31分ごろ
発生場所	広島県江田島市美能漁港北東方沖 美能港内港防波堤灯台から真方位040°550m付近 （概位 北緯34°15.7′ 東経132°23.2′）
事故の概要	漁船ぼんてんまるは、航行中、養殖施設に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年5月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 ぼんてんまる、2.9トン HS3-43226（漁船登録番号）、個人所有 第281-32508号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラシャフトブラケットに破損 かき養殖施設 養殖筏 竹材に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期 太陽の高度及び方位：高度 44.1°、方位 161.4°
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、知人1人を乗せ、江田島市三高港に入港する目的で、同市岸根鼻北方沖を約20ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で船長が、レーダーを0.5海里レンジ、ヘッドアップで作動させ、東進した。</p> <p>船長は、右舷方（南東方～南南東方）を目視で見て、まめ筏（以下「本件まめ筏」という。）を認めたが、その南方の同じ列の養殖筏の設置場所（以下「本件筏列設置場所」という。）に養殖筏が見えなかったため、本件まめ筏の西方を南下後、通常より早めに左転してその南方を東進して本件筏列設置場所を横切り、三高港に向かおうと思い、右転した。</p> <p>本船は、本件まめ筏の西方を南進した後、船長が、東方の、かき養殖筏が何列にも並んだ養殖施設とその南方の陸岸との間の水域を注視しながら、早めにその水域に向けようと本件筏列設置場所西方で左転したところ、本件筏列設置場所の南端付近のかき養殖筏（以下「本件養殖筏」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本件まめ筏は、縦約5m、横3～6mの大きさで、かき養殖筏1連の両側又は片側に設置されており、当該筏でかき養殖筏固定用のワイヤなどの場所を把握することができた。</p>

	<p>船長は、本事故の一週間前に本件まめ筏の北方沖を航行したときに本件筏列設置場所にかき養殖筏が見当たらず、また、本事故当時も、岸根鼻北方沖を通過後に目視で、遠方の本件養殖筏が海面の反射光の中にあつて視認できなかつたので、一週間前と同様の状態であると思つた。</p> <p>船長は、三高港に向かう時には、かきの養殖施設の北方沖を通り、同養殖施設の間には設けられた通航路を南下する経路をよく利用してしたが、ときどき本件まめ筏付近を通つて距離を短縮した経路で向かうことがあり、本事故当時も、本件まめ筏の南方に養殖筏がなかつたので、距離を短縮した経路で向かおうと思つた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約1.2mであつた。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、本件まめ筏の西方を南進した後、船長が、本件まめ筏の南方に養殖筏がなく、距離を短縮した経路を採ることができると思い、本件筏列設置場所西方で左転しながら航行を続けたことから、本件養殖筏に向かい、乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故の一週間前に本件まめ筏の北方沖を航行したときに本件筏列設置場所にかき養殖筏が見当たらなかつたこと、また、本事故当時も、岸根鼻北方沖を通過後に目視で、遠方の本件養殖筏が、海面の反射光の中にあつて視認できなかつたことから、本件筏列設置場所に養殖筏はなく、その上を横切ろうと左転したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件まめ筏の西方を南進した後、船長が、本件まめ筏の南方に養殖筏がなく、距離を短縮した経路を採ることができると思い、本件筏列設置場所西方で左転しながら航行を続けたため、本件養殖筏に向かい、乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、養殖施設付近を航行して港などに接近する時は、養殖施設の間には設けられた安全な通航路を航行すること。 ・ 船長は、養殖施設付近に接近する際、進行方向の海面が、反射光が広がつて障害物などが見えにくい時には、できるだけ早く障害物などを判別でき、近距離でも避航できるように低速とし、レーダーを搭載している場合は、その映像も確認しながら航行すること。